

## 一般事業主行動計画【次世代法・女性活躍推進法 一体型】

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 5 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月31 日までの 4 年間

2. 目標と取組内容・実施時期

### 次世代法【雇用環境の整備に関する事項】

目標1：令和9年3月までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり年間平均10日以上とする。

#### <対策>

- 令和5年 4月～ 年次有給休暇取得状況の再確認と取得計画の再検討。
- 令和6年 4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や取得促進のための取組の開始。
- 令和7年 4月～ 年度毎に確認し取得促進を図る。

### 次世代法【次世代育成支援対策に関する事項】

目標2：地域の子どもの現場見学や就業体験の受け入れを積極的に行う。

#### <対策>

- 令和5年 4月～ 受け入れ体制の検討と現場責任者への説明、社員への周知。
- 令和5年 9月～ 関係行政機関との連携と学校への訪問。
- 令和5年10月～ 現場見学の受け入れ開始。
- 令和6年 4月～ 年度毎に実施内容と受入体制を再検討し受け入れを積極的に実施。

### 女性活躍推進法【採用に関する事項】

目標1：女性の技術者または機能者を1名以上採用する。

#### <対策>

- 令和5年 4月～ 女性技術職・技能職を採用するための課題を把握する。
- 令和5年 6月～ 女性求職者へ女性採用意欲をアピールしハローワーク等を利用し求人する。求人面接にあたっては個々の事情（子育てや介護）に柔軟に対応し採用に繋げる。
- 令和5年 8月～ 社屋内、現場施設など女性雇用に必要な職場環境の調査・検討。
- 令和6年 4月～ 検討結果に伴う環境整備。（採用決定時は迅速に対応する）